

庁舎等管理委託業務に係る電子入札の実施方法変更について

平成 23 年 3 月 島根県総務部管財課

1. 変更の内容

入札手続きの透明性や公平性の確保、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、平成 23 年 4 月以降、島根県の全所属において庁舎等管理委託業務に係る入札手続きを電子化する。

2. 実施対象所属

知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育委員会、各行政委員会（委員）事務局、警察部局の全所属

〔参考〕これまでの実施所属

○平成 21 年度から実施…総務部管財課

○平成 22 年度から実施…合同庁舎、集合庁舎、知事部局職員宿舎を管理する所属

3. 実施対象業務

次の①～③の要件すべてに該当する業務

①庁舎、職員宿舎等の維持管理に係る業務を委託するもの

②契約方法が一般競争入札又は指名競争入札であるもの

③島根県による庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加者の資格認定を受けている業者（参加資格者名簿に登録されている業者）を対象として入札を実施するもの

4. 電子入札の運用

(1) 島根県電子調達共同利用システム（以下、「電子調達システム」という。）の「◎物品、役務」を使用して電子入札を実施することとし、次の基準等により運用する。

・庁舎等管理委託業務電子入札運用基準

・庁舎等管理委託業務に係る電子入札事務処理要領

※ 基準等は管財課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/kanzai/>) に掲載

(2) 電子調達システムは、島根県ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/>) にポータルサイトを開設しており、ここに掲載している「初めてご利用の方」「操作マニュアル」「練習環境（チュートリアル）」等を参照し入札手続きを行うこと。

※県ホームページの「入札情報」にあるバナーをクリック

(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)



(3) 庁舎等管理委託業務（役務の提供）に係る電子入札は物品購入と同じシステムであるため、ICカード利用者登録や入札手続きについては物品購入と同様に実施する。

5. 電子入札に係る問合せ先

【庁舎等管理委託業務に係る電子入札に関すること】

島根県総務部管財課

TEL:0852-22-6197 FAX:0852-22-6037 E-mail: kanzai@pref.shimane.lg.jp

【利用者登録やシステム操作方法の詳細に関すること】

電子入札システムヘルプデスク TEL 0120-511-975